

# 消費税軽減税率制度説明会

2019年10月1日から

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります。



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

このため、軽減税率制度や事業者支援措置の理解を深め、準備を進めていただくために、軽減税率制度の説明会を開催(無料)しますので、是非ご参加ください。

開催日	開催時間	開催場所	定員(各回)	その他
2019年5月8日(水)	10:30~11:30	泉大津納税協会 2F 会議室	50名程度	駐車場はございません
	13:30~14:30	泉大津市二田町1-14-13		
2019年5月13日(月)	10:30~11:30	泉大津商工会議所 2F大ホール	120名程度	駐車場はございません
	13:30~14:30	泉大津市田中町10-7		
2019年5月17日(金)	10:30~11:30	忠岡町文化会館 B1F第1・2 会議室	40名程度	駐車場はございません
	13:30~14:30	泉北郡忠岡町忠岡南1-18-17		
2019年5月21日(火)	10:30~11:30	高石商工会議所 3F大会議室	100名程度	駐車場は限りがあります
	13:30~14:30	高石市綾園2-6-10		
2019年5月23日(木)	10:30~11:30	和泉商工会議所 2F会議室	80名程度	駐車場は限りがあります
	13:30~14:30	和泉市テクノステージ3-1-10		

※ 会場の収容人員の都合により、定員を超えた時点で入場をお断りする場合があります(事前の申込みは必要ありません。)

## お問合せ先

公益社団法人 泉大津納税協会  
TEL 0725-21-6262 (代表)  
FAX 0725-33-7273



事業者のみなさん!  
軽減税率制度の実施までに  
準備が必要なのをご存知ですか?

国税庁  
ホームページ  
はこちら→

